

## 「結びの神」名称等使用基準

### （目的）

第1条 この要領は、三重県に帰属する「結びの神」の名称、シンボルマーク及び専用デザイン等（以下、「名称等」という。）の適正な使用を確保するため、必要な基準を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この基準において、名称等とは、三重の新たな米協創振興会議（以下「協創振興会議」という。）の意見を踏まえ、三重県が「結びの神」の名称等として定めたものとする。

### （使用基準）

第3条 名称等が使用できる基準は、栽培基準に沿った栽培を行い、次の品質基準を満たすものとする。

（1）農産物検査規格で1等格付されたもの。

（2）玄米タンパク含量6.4%以下（水分15%に補正）を目標とし、当面6.8%以下（水分15%に補正）であるもの。

2 その他、協創振興会議の取決めに従うものとする。

### （シンボルマーク等）

第4条 名称等は、別紙「結びの神」デザインとして定めたものとする。

### （附則）

この要領は、平成24年10月12日から施行する。